

一余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質の保全、生活環境の改善及び保全並びに公衆衛生の向上を図るため、し尿及び雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理する合併浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）を設置する者に対して、町が予算の範囲内で交付する余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象区域)

第2条 補助の対象とする区域（以下「補助対象区域」という。）は、町の区域内のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定められた事業計画の予定処理区域を除く区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の予定処理区域のうち、下水道法第2条第3号（イに限る。）の公共下水道の整備が当面見込まれない区域は、補助対象区域とする。

(補助対象合併処理浄化槽)

第3条 補助の対象とする合併処理浄化槽は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上、かつ、放流水のBODが20ミリグラム毎リットル（日間平均値）以下の機能であり、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号）に定める構造を有するものであること。

(2) 処理対象人員が10人以下であること。

(3) 全国浄化槽推進市町村協議会が定める合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領（以下「登録要領」という。）により登録された浄化槽であること。ただし、浄化槽登録要領施行細則（平成4年12月1日施行全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会）第2条の規定により適用範囲とならない浄化槽（以下「適用外浄化槽」という。）は除く。

(4) 環境省が定めた小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく、社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の保証登録の対象となる場合については、当該登録された浄化槽であること。

(補助対象建物)

第4条 補助の対象とする建物は、専用住宅又は店舗併用住宅（専ら住宅の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものに限る。以下同じ。）とする。

2 前項の店舗併用住宅で使用する合併処理浄化槽にあっては、処理対象人員については、店舗等に要する人員を含まないものとする。

3 新築家屋の浄化槽設置及び、合併処理浄化槽の更新のうち、合併処理浄化槽の設置された家屋の建て替え・増築など、既存の汚水処理未普及解消につながらない一部については、補助の対象としない。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、次に掲げる要件を全て満たす本町に住民登録をしている者（住民登録することが確実である者を含む。）とする。

（1） 法第5条第1項の規定による設置の届出に係る審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて合併処理浄化槽を設置する者

（2） 住宅又は土地を借りている場合にあっては、賃貸人の承諾を得ている者

（3） 建築者等が事業又は販売目的で住宅を建築（改築を含む。）する場合にあっては、当該住宅を購入する者

（4） この要綱による補助金を受けて合併処理浄化槽を設置した年から起算して15年を経過することなく、同一の専用住宅又は店舗併用住宅に再度、合併処理浄化槽を設置していない者

（5） 法第23条第1項の規定により登録された浄化槽工事業者（以下「浄化槽工事業者」という。）に施工をさせる者

（6） 別表第1に定める施工基準にて施工を行う者

（7） 新築工事にて合併処理浄化槽を設置する場合は、当該年度の1月31日までに完成することができる者

（8） 町道民税、固定資産税その他の町の公共料金を滞納していない者

（9） 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（以下「単独転換」という。）をする場合にあっては、宅内配管工事として合併処理浄化槽への流入管、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の工事を行う者

（補助金額等）

第6条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、合併処理浄化槽の設置又は単独転換に要する経費とする。

2 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置については補助対象経費の額に100分の60を乗じた額で、別表第2に定める人槽の区分に応じ、同表に定める額とし、単独転換については、上限30万円とする。

- 3 補助対象経費の積算に当たり1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。なお、店舗等に係る人槽分については、別表第2に規定する人槽区分から除くものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1-1-1号)に次に掲げる書類を添えて、事業実施年度の9月30日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 余市町合併処理浄化槽設置整備事業申請内訳書(様式第1-1-2号)
- (2) 住民票の写し又は余市町合併処理浄化槽設置整備事業住民登録確約書(様式第1-1-3号)
- (3) 浄化槽設置届出書又は建築確認書の写し
- (4) 設置される合併処理浄化槽が法第7条に規定する水質に関する検査を受け、その結果設置工事に対し改善の指摘を受けた場合において、施工業者が瑕疵担保責任を負うことを明確に記載されている工事請負契約書の写し
- (5) 余市町合併処理浄化槽設置整備事業設置工事費見積内訳書(様式第1-1-4号)
- (6) 設置する場所の位置図及び建物の面積が分かる平面図
- (7) 構造等を明らかにする平面図、断面図、配管系統図(宅内排水設備を含む。)等
- (8) 処理水の放流先を公的機関とする場合は、管理者との協議書及び占用申請許可書の写し
- (9) 処理水を地下浸透にて放流する場合は、余市町合併処理浄化槽設置整備事業地下浸透放流設備等概要書(様式1-1-5号)
- (10) 住宅又は土地を借りている場合は、余市町合併処理浄化槽設置整備事業合併処理浄化槽設置承諾書(様式第1-1-6号)
- (11) 登録要領に基づく登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)。ただし、適用外浄化槽の場合については添付を要しない。
- (12) 全浄連の保証登録証(市町村用)。ただし、適用外浄化槽の場合については添付を要しない。
- (13) 第2条第2項の規定により当該区域に合併処理浄化槽を設置した場合は、その設置した所在地に公共下水道が整備され処理区域と告示されたときには、速やかに公共下水道へ接続することを確約する余市町合併処理浄化槽設置整備事業公共下水道接続確約書(様式第1-1-7号)
- (14) 第5条第8号を証する書類

(15) 単独転換の場合、法定検査（法第7条・法第11条）の検査依頼書

(16) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第8条 町長は、余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すると決定したときは申請者に対し、余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定書（様式第2-1-1号）により、補助金を交付しないと決定したときは申請者に対し、余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定書（様式第2-1-2号）により通知するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、交付内容に条件を付することができる。

(補助対象工事期間)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助交付決定者」）は、速やかに合併処理浄化槽設置工事（以下「工事」という。）に着手し、当該補助金の交付の決定を受けた日から60日以内に完成させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、専用住宅又は店舗併用住宅を新築する場合で、同項に規定する工事期間内に工事を完成することができないときの当該工事期間は、第5条第7号に規定する期間とする。

(補助金交付決定の変更)

第10条 補助交付決定者が、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付変更承認申請書（様式第2-2-1号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更をしようとする内容は、各種法令及びこの要綱を遵守した内容でなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請内容の変更の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認したときは、余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付変更承認決定書（様式第2-2-2号）により当該申請した者に通知するものとする。

(補助金交付決定の中止及び廃止)

第11条 補助交付決定者が、当該交付決定を受けた事業を中止し、又は廃止しようとするときは、余市町合併処理浄化槽設置整備事業中止・廃止承認申請書（様式第2-3-1号）を、町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該交付決定を受けた事業に要した費用は、補助の対象としない。

2 町長は、前項の規定により当該事業の中止又は廃止を承認したときは、当該申

請をした者に対し、余市町合併処理浄化槽設置整備事業中止・廃止承認決定書（様式第2-3-2号）により通知するものとする。

（工事の確認及び立入検査）

第12条 町長は、補助事業を適正に施行するため、工事の状況を当該現場において確認するものとする。

2 町長は、工事の監督指導のため、関係職員による立入検査を行うことができる。

（工事の完了及び完了検査）

第13条 補助交付決定者は、工事が完了したときは工事完了後30日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに工事完成届（様式第3-1-1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 施工状況確認書

（2） 工事完成確認項目一覧表（様式第3-1-2号）

（3） 余市町合併処理浄化槽設置整備事業設置工事費実績内訳書（様式第3-1-3号）

（4） 浄化槽工事業者が撮影した次に掲げる写真

ア 浄化槽設備士が、実地に監督していることを証する写真

イ 基礎工事の状況を示す写真

ウ 据付工事の状況を示す写真

エ 嵩（かさ）上げの状況を示す写真

オ 浄化槽本体（型式の分かる）写真

カ 上部スラブのコンクリート打設状況を示す写真

キ 処理水の放流先を公的機関とした場合は、放流渠（きょ）の接続状況を示す写真

2 町長は、前項の規定により提出された書類を受けた日から14日以内に当該提出された書類の審査及び工事現場における施工業者の立会のもと完了検査を行い、余市町合併処理浄化槽設置整備事業工事完了検査結果通知書（様式第3-1-4号）により当該提出した者に対し、その結果を通知するものとする。

（補助事業実績報告）

第14条 補助交付決定者は、前条第2項の書類の審査及び完了検査が合格であったときは、工事完了検査結果通知書を受領してから10日以内に余市町合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第4-1-1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助交付決定者が法律に基づき自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合

にあつては、自ら行うことができることを証する書類)

- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
 - (3) 合併処理浄化槽使用開始報告書 (様式第4-1-2号)
 - (4) 新築の場合は、確認申請検査済証の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第15条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書 (様式第5-1-1号) 及び補助指令書により当該提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第16条 補助交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、余市町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書 (様式第6-1-1号) に補助指令書の写しを添えて、町長へ請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第17条 町長は、次のいずれかに該当する場合には、決定した補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) その他法令に違反したとき。
- (5) この要綱の規定又はこの要綱に基づく町長の指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 町長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付があるときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。